

中之島シティ法律事務所 事務所報

N C L a w L e t t e r

第3号
vol.3

July. 2012



巻頭言	2
所属弁護士 自己紹介	3
中小企業経営承継円滑化法の 定める民法の特例について	4
『サトウの切り餅』事件 判決について	6
出版案内	8

卷頭言

弁護士
井上周
一



暑中お見舞い 申し上げます。

皆様におかれましてはますますご隆昌のことと存じます。また、日頃より格別のお引き立てを賜り、事務所員一同、心より感謝いたしております。

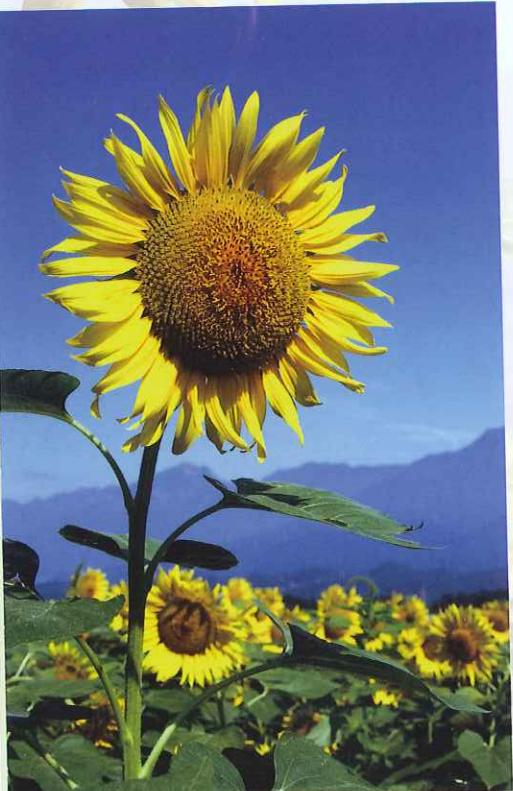
また、今回の事務所報(『NCLAW LETTER』)は、昨年10月の創刊号の発行から今回で3号目となりました。弊所に所属する弁護士は現在10名おりますが、担当以外の弁護士が皆様と接する機会がないため、少しでも多くの方に知って頂くことができればと思い、本誌を発行することとなりました。発行後は多数の貴重なご意見やご感想などを頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、ご存知の方もいらっしゃるかも分かりませんが、弊所は昭和33年に阪口 繁弁護士により設立された「阪口 繁法律事務所」に遡ります。そして、三山峻司弁護士は阪口 繁法律事務所の勤務を経て、昭和62年に「三山峻司法律事務所」を設立し、知的財産(特許、商標、著作権、不正競争など)事件や倒産事件、企業法務、一般民事事件などを中心として業務をおこなってきました。また、阪口 誠弁護士は阪口 繁法律事務所に勤務し、企業法務や監査役、倒産事件などを多数取り扱ってきました。そして、両事務所の専門性を活かし、高度なリーガルサービスを提供するため、平成17年に両事務所が合併し、「三山・阪口法律事務所」が誕生することとなりました。そして、平成21年に現在の名称(中之島シティ法律事務所)に改名しております。

私は平成15年に三山峻司法律事務所に入所し、その後、10年足らずの間ですが、その間だけでも弊所や弁護士業界だけでなく、我が国の経済状況や世界情勢も激しく変化しています。また、その環境も年々厳しいものとなってきております。

このような変化の激しい状況の中、また厳しい環境の下、弊所としても、これまで培ってきた経験を活かす一方、これまでよりも一層、各人が日々研鑽を積み、新しい環境の変化にも柔軟に対応し、迅速に課題を解決できるよう努め、少しでも皆様のお役に立つことができればと思っております。そして、本誌が各弁護士のことを知って頂ける一助となれば、望外の喜びです。

最後になりますが、暑さ厳しき折ですので、皆様くれぐれもご自愛ください。



所属弁護士
自己紹介



弁護士
木村 広行

私は、平成12年3月に京都大学工学部を卒業し、平成14年3月に京都大学大学院工学研究科修士課程を修了後、会社勤務を経て、平成17年11月に旧司法試験に合格し、平成19年10月から弁護士として当事務所にて執務しております。

私が取り扱った事件の多くは、特許権をはじめとする知的財産権に関する紛争です。これまで侵害訴訟、審決取消訴訟、無効審判請求などの手続に数多く関与させていただき、中には判例時報等に掲載された事件もあります。知財事件の中でも、特に特許権に関する紛争に興味を持って取り組んでおります。

また、研鑽のため、知財関連の研究会等に参加し、また執筆活動にも励んでおります。最近では、「別冊NBL/No.139知的財産権・損害論の理論と実務」(共著、商事法務)が出版されました。また現在、「弁理士受験新報」(法學書院)にて、特許法に関する連載の一部を担当させていただいており、過去には「知財ぱりずむ」No80、No101(経済産業調査会)に記事が掲載されました。その他にも論文等を寄稿しております。大阪弁護士会では、知的財産権委員会に所属し、また弁護士向けの知的財産連続研修の一部の講師を担当致しました。

今後も引き続き研鑽に励み、皆様に信頼していただけるよう何事にも真摯に取り組んで参る所存ですので、今後とも何卒よろしくお願ひいたします。



弁護士
藤井 宣行

私こと、本年9月から約1年間、中国・上海に留学させて頂くことになりましたので、まず、その旨をご報告致します。留学中は、大学における学習、関係会社(商社)現地法人の法務部における研修、及び現地法律事務所における研修を予定しております。

クロスボーダー取引の相手国として、現在における中国の重要性はすでに高いものですが、マーケットとしての規模に鑑みれば、ビジネスにおける中国の重要性が低下することはないものと思われます。留学中

は、このような、「好むと好まざるを問わず接点を持たざるをえない国」である中国における法律実務、クロスボーダー取引について、どのように法的紛争が生じ、どのように解決されているのかを現地で学ぶことにより、紛争の予防・解決のより良い具体策について学びたいと考えております。また、現地で経験するであろう様々な事柄を通じ、人間的にも成長したいと考えております。

留学中もメール等による連絡が可能な状態にはしてあるものの、留学により、関係各位にご迷惑をおかけすることもあるかと思います。皆様方におかれましては、何卒、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。最後に、上海にご出張等された折には、是非、お声をおかけ頂ければ幸いです。

中小企業経営承継円滑化法の定める民法の特例について

弁護士 松下聰



経営者が株式の大部分を所有している中小企業にとって、相続による経営承継は、重大な問題かと思います。運よく後継ぎの子どもがいたとしても、相続に伴う法律上・税務上の問題が残っています。

平成20年に成立した「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(中小企業経営承継円滑化法)」は、「中小企業における経営の承継の円滑化を図る」ことをうたった法律です。この法律は、①遺留分についての特例(3条~11条)②事業承継に対する金融支援(12条~15条)③相続税についての特例を定めています。

以下では、主に遺留分についての特例について、紹介したいと思います。

1 遺留分についての特例

(1) 遺留分の意義

遺留分とは、民法の相続制度上、被相続人(死亡した人)の配偶者や子などに保障されている相続権です。

例えば、死亡した人の相続人に、妻と子ども3人の計4人がいたとします。遺言がなかった場合の相続割合(法定相続分)は、妻が2分の1であり、子らは残りを等分して6分の1ずつになります(民法900条)。一方、遺言があれば、基本的には、遺言どおりに遺産が相続されます(民法902条)。

遺留分制度とは、遺産全体の2分の1が相続人に保障されるものです(相続人が親・祖父母など直系尊属のみの場合は3分の1、兄弟姉妹のみの場合は無し)。その結果、相続人は、遺言がなかった場合に貰えたはずの遺産の半分は、多く相続した者に請求することができます(遺留分減殺請求権 民法1028条)。請求された相続人は、相続した財産か、その代償金を支払う必要があります。

また、場合によっては、生前の贈与も遺産に含めて、遺留分の計算がなされることになります。原則的には、

相続開始時(死亡時)から1年以内の生前贈与を、遺産とみなして遺留分の計算をします。しかし、特別受益(民法903条)にあたる贈与については、全て遺産とみなして遺留分の計算をすることになります。経営者の後継者に対する自社株の贈与は、ほとんどの場合で特別受益とみなされるでしょう。

(2) 中小企業の承継における問題点

企業のオーナー経営者が、子どもの一人を後継者として、株式や事業用財産を全て後継者に相続させる遺言をした、あるいは株式等を生前贈与したとします。遺産総額に占める株式の価値割合が高すぎると、他の子どもの遺留分を侵害してしまい、相続争いの原因になったり、後継者が他の相続人に株式等の一部を譲らざるを得なくなることがあります。

例えば、先代オーナーの相続人が子どもA・Bの二人のみであり、Aが次期社長だったとします。単純化のために、遺産が、総価値9千万円の株式と現金1000万円のみだったとします。この場合、Bの遺留分=遺産総額 $1億円 \div 2 \div 2$ (法定相続分)=2500万円です。経営者が亡くなった時、Aに全ての株式を贈与するとの遺言があっても、残りの現金1000万円では、Bの遺留分をカバーできません。Bが遺留分を主張した場合、Aとしては、残りの1500万円分の株式か、その代償金をBに譲渡することになります。

また、遺留分に配慮して、他の子どもには個人的財産を相続させることにしても、遺言から相続までの会社が成長により株式の価格が上昇するなどして、結果的に遺留分を侵害してしまう可能性もあります。

(3) 除外合意

本法は、このような遺留分制度による経営承継の困難を予防するための制度を用意しています。その一つが除外合意です。

除外合意は、「経営者から後継者に贈与された自社株式について、遺留分を計算する際の財産から除外する合意」のことです。この合意をしておけば、後継者が譲り受けた自社株については、遺留分の計算から除外されるため、他の相続人の遺留分を侵害しなくなります。

(4) 固定合意

固定合意は、「遺留分を計算する際の自社株の評価額を、合意時の金額に固定する合意」です。

上記のA・Bの例で、財産が1億円の株式と、現金5000万円だったとします。この場合、子どもAに1億円の株式を生前贈与しても、相続時に遺言で5000万円の現金を子どもBに相続させることにすれば、遺留分の問題は起きないはずです。Bの遺留分= $1億5000万 \div 2 \div 2$ (法定相続分)=3750万円です。その後Aの手腕により会社が拡大し、先代オーナーの死亡時には株式の価値が2億円になっていたとします。すると、Bの遺留分は6250万円になり、5000万円の現金を相続したとしても、BはAに対し、1250万円分の株式又は代償金を請求することができます。

そこで、固定合意をしておけば、固定された金額を元に、遺留分を侵害しないように後継者以外の相続人に対して財産を配分することができます。上記の例で、株式評価額が1億円の時に固定合意しておけば、その後株式の価値が急増したとしても、遺留分の評価には影響せず、上記遺言どおりの処理が可能になります。

(5) 合意の条件

上記の合意をするには、いくつかの条件と、手続が存在します。概略は、以下のとおりです。

①中小企業であること

資本金の額や、従業員数から認定されます。中小企業基本法などと同じ基準です。

②後継者

後継者は、元代表者の推定相続人であり、合意の時点で、会社の代表者(代表取締役)で、議決権のある自社株の全体の過半数を先代経営者から贈与された者でなければなりません。

この要件を満たすためには、予め多額の生前贈与をする必要があります。その時点で、高額の贈与税が発生することになりますが、本法に基づき制定されている納税猶予制度の利用が考えられます。

③推定相続人全員の合意

上記の合意は、推定相続人(典型例としては、配偶者と子全員)全員で合意する必要があります。また、

合意を文書にする必要があります。

そもそも、他の相続人の協力が得られるならば、他の相続人が遺留分を主張しない、あるいは遺留分を認め放棄するといった手段でも、除外合意と同様の結果が得られます。しかし、遺留分の放棄には家庭裁判所の許可が必要ですし、遺留分放棄をすると、企業運営に無関係な財産まで遺留分の効果が及ばなくなるため、同意が得られにくい面があると思います。一方、事実上遺留分を主張しないことにしていても、経営者の死亡時に相続人が心変わりすれば、それを止める手段はありません。

「先代経営者の存命中に、そのイニシアティブをもって」行なうことができるが、本合意のメリットであると言えます。

④客観的な評価(固定合意時のみ)

固定合意をするには、弁護士・税理士・公認会計士等の専門家に、株式の客観的な評価をしてもらう必要があります。

⑤経済産業大臣の確認

合意をしたことや、合意が円滑な事業承継のための物であること等を、経済産業大臣に申請し、確認をもらう必要があります。

2 相続税について

上記同等の要件に該当する後継者については、所定の手続きの下、自社株の8割に対する相続税・贈与税の納付が猶予されるとの特例が設けられています。要件に該当している限り猶予が継続し、後継者が亡くなった場合には、そのまま納付が免除されるとの制度です。利用に当たっては、税理士等の専門家の方に相談することをお勧めします。

3 終わりに

相続税対策はしていても、相続争いについては、「うちに限って」というような意識から、対策を取られていない方も多いようです。しかし、相続争いになった家も、もめると思って放置したのではないはずです。特にオーナー経営者の方は、せっかくの会社を本業の外で損なうことのないよう、一度、先のことを考えてみてもよいかと思います。本法による特例は、代表者本人が株式の過半数を所有する場合しか適用されないなど、利用可能場面が限定されるのですが、利用可能か、利用するべきか、一度検討してみてはいかがでしょうか。

『サトウの切り餅』事件 判決について

弁護士 松田 誠司



1 はじめに

本稿では、最近、社会的に注目を集めたいわゆるサトウの切り餅事件（以下、「本件」といいます。）中間判決^{*1}をごく簡単に紹介したいと思います。なお、新聞報道等によれば、今年4月、越後製菓は、佐藤食品に対し、本件の対象となっていたなかった製品に関し、新たに損害賠償を求める訴えを提起したことです。

2 事案の概要

判決文によると、越後製菓は、切込み入りの切り餅についての特許権^{*2}（以下、「本件特許権」とい）、本件で問題となる発明を「本件発明」といいます。）を有していました。特許された発明の内容は、特許公報に掲載された「特許請求の範囲」^{*3}等によって公開されていますが、これは、発明したアイディアを文章化したもので、本件発明の特許請求の範囲は、以下のようなものでした^{*4}。

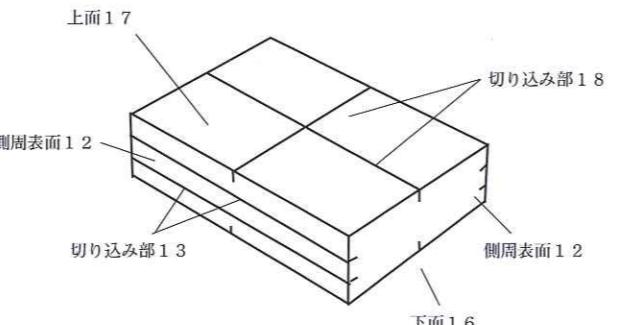
【特許請求の範囲】

- A 焼き網に載置して焼き上げて食する輪郭形状が方形の小片餅体である切餅
- B 載置底面又は平坦上面ではなくこの小片餅体の上側表面部の立直側面である側周表面に、この立直側面に沿う方向を周方向としてこの周方向に長さを有する一若しくは複数の切り込み部又は溝部を設け、
- C この切り込み部又は溝部は、この立直側面に沿う方向を周方向としてこの周方向に一周連続させて角環状とした若しくは前記立直側面である側周表面の対向二側面に形成した切り込み部又は溝部として、
- D 焼き上げるに際して前記切り込み部又は溝部の上側が下側に対して持ち上がり、最中やサンドウイッチのように上下の焼板状部の間に膨化した中身がサンドされている状態に膨化変形することで膨化による外部への噴き出しを抑制するように構成した
- E ことを特徴とする餅。

非常に複雑で、ここから本件発明の内容を読み取ることは困難だと思いますが、上記のうち、要素^{*5}Bにご注目ください。

これに対して、佐藤食品は、「サトウの切り餅 パリッピースリット」等と称する製品（以下、「被告製品」といいます。）を販売していました。被告製品の形状は、図のとおりです。

被告製品図面（斜視図）



図に示されているとおり、被告製品の切込みは、①側面のうち、長辺部分に2本（対向する側面にも切込みがあるが、側面を1周しているわけではない）と、②上部と下部にそれぞれ十字状のものとがありました。

3 本件の争点

本件の争点は多岐にわたりますが、本稿では、技術的範囲の属否の問題を取り上げます^{*6}。前記のように、特許権者が権利を有する発明の内容は、特許請求の範囲等として特許公報により公開されており、ここから読み取れる特許権の効力が及ぶ範囲のことを特許発明の技術的範囲と呼んでいます^{*7}。特許侵害訴訟では、特許権者の有する権利（独占的に発明を実施できる）を被告が侵害したか否かを判断するために、そもそも特許権者がいかなる権利を有するか、つまり特許発明の技術的範囲を界定したうえで、被告製品の製造等がこの範囲に属する行為かどうかを裁判所が判断することとなります。

本件で問題となったのは、特許請求の範囲に記載された要素Bの解釈です。ここで記載されている、「載置底面」、「平坦上面」とは、簡単に言えば、餅を焼くときに上部と下部になる面を指すと思われますが、「載置底面又は平坦上面ではなく」との記載は、餅の上部または下部には切込みを入れないことを意味するのでしょうか。仮に、本件発明は、餅の上部または下部にはあえて切込みを入れないことをその内容としているのであれば、前記②の切込みを有する被告製品は本件特許権を侵害しないことになります（考え方α）。これに対して、本件発明は、上部または下部に切込みを入れることを排除しているわけではない、上記記載文言は「側周表面」を説明するための修飾にすぎないと考えるのであれば、被告製品は本件特許権の侵害となりそうです（考え方β）。

4 裁判所の判断のポイント

本件につき、一審・東京地裁は、要素Bについて「切餅の『載置底面又は平坦上面』には切り込み部等を設けず、『上側表面部の立直側面である側周表面』に切り込み部等を設けることを意味するものと解釈するのが相当」であると判示しました（考え方α）。これに対して、二審・知財高裁は、要素Bの記載は「『側周表面』であることを明確にするための記載であり、載置底面又は平坦上面に切り込み部…を設けることを除外するための記載ではない」^{*8}と判示しました（考え方β）。このように両判決が要素Bについて反対の結論を採ったポイントはどこにあるのでしょうか。

特許法70条によれば、発明の技術的範囲は「特許請求の範囲」に基づいて定めることとされていますから、まず、「特許請求の範囲」に記載された文言を通常の日本語としてどう読むかが重要です。しかし、「特許請求の範囲」は、発明という抽象的なアイディアを文章化したものですから、その記載から自動的に技術的範囲が導き出されることは稀です。そこで、出願時に添付される、発明の技術的内容を示す文書（明細書）の記載や出願経過等を手掛かりにして、「特許請求の範囲」を解釈することになります。

明細書によれば、従来の技術をみると、米菓（煎餅、おかき、あられ等）では、表面に切込みを入れることで焼き上げる際の噴出しを制御していましたが、これを餅に適用すると、「焼き上がった後その切り込み部位が人肌での傷跡のような焼き上がりとなり、実に忌避すべき状態となってしまい、生のつき立て餅をパックした切餅や丸餅への実用化はためらわれる。」と記載されています。

そして、本件発明の効果として「美感を損なわない」ことが挙げられています。東京地裁は、上記各記載を重視して、要素Bは、切餅の「載置底面又は平坦上面」には切り込みを設けないことを意味すると判断しました。

これに対して、知財高裁は、側面に切込みを設けることによって、噴出しを抑制する効果が生じ、これに伴って焼き餅の美感を損なわないとの効果も当然に生じることを認定しました。また、出願の過程（中間処理）において、越後製菓が、一度は、側周表面にのみ切込みを設ける発明としようとしたが、審査官の指摘を受けてこれを撤回したという経緯があることを指摘しました。そして、要素Bについては、「載置底面又は平坦上面」の切込みは除外されない旨判断し、最終的に、被告の行為が特許権侵害であると判示しました。

5 おわりに

さて、一審と二審の判断が分かれたこの事件ですが、皆さんはどのように感じられたでしょうか。かなり言葉足らずな記事となっていましたが、少しでも興味を引くものとなっていれば幸いです。

*1 平成23年9月7日知財高裁第3部中間判決（飯村敏明裁判長）

*2 特許番号：特許第4111382号、出願日：平成14年10月31日、登録日：平成20年4月18日、発明の名称：餅

*3 実務上、「クレーム」とも呼ばれます。

*4 本稿では、便宜のために要素に分けて符号を振っていますが、特許請求の範囲は、特許公報には一連のものとして記載されています。また、下線も筆者によるものです。

*5 実務上、このような要素のことを「構成要件」と呼んでいます。

*6 本争点は、いわゆる均等論の議論にもなり得ますが、知財高裁は、均等論に立ち入るまでもなく、被告製品は本件特許の技術的範囲に属すると判示しています。

*7 技術的範囲と特許請求の範囲等の関係については、特許法70条が規定しています。

（特許発明の技術的範囲）

第70条 特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。
2 前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。

3 前2項の場合においては、願書に添付した要約書の記載を考慮してはならない。

*8 いずれも下線は筆者によるものです。

ナトウの切り餅
事件判決について

出版案内

●別冊NBL／NO.139『知的財産権・損害論の理論と実務』

大阪弁護士会 知的財産法実務研究会 編（商事法務・平成24年4月発行）



弊所の井上周一弁護士と木村広行弁護士が執筆をしました『知的財産権・損害論の理論と実務』（大阪弁護士会 知的財産法実務研究会編）が、出版されました。井上弁護士は第3章「複数の関与と損害賠償」の「複数侵害者と賠償」について、木村弁護士は第8章「法域個別の問題」の「商標法特有の問題」について、執筆を担当しております。

本書は両弁護士が所属する知的財産に関する研究会の会員が共同で執筆した書籍ですが、知的財産訴訟の損害賠償について、主要な論点について網羅的に取り上げ、また多数の裁判例の分析を元にまとめられております。

出版までいろいろと苦労がありましたが、この度、無事、出版を実現することができ、大変嬉しく思っております。

所属弁護士

弁護士・弁理士 三山峻司
弁護士 井上周一
弁護士 藤井宣行
弁護士 安田幸司

弁護士・公認不正検査士 阪口誠
弁護士 湯浅靖
弁護士 松下聰
弁護士 阪口繁（相談役）

弁護士 木村広行
弁護士 松田誠司

中之島シティ法律事務所

〒530-0005
大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階
TEL 06-6203-2355 FAX 06-6203-2356
<http://www.nclaw.jp>
E-mail info@nclaw.jp

